

当日配付資料

令和4年6月9日
教育委員会事務局
課名/担当者/内線番号
学校経営戦略推進課/課長 沖本/4960
豊かな心と身体育成課/課長 黒田/5040
教職員課/課長 松下/4920

県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について

令和4年6月9日
広島県教育委員会

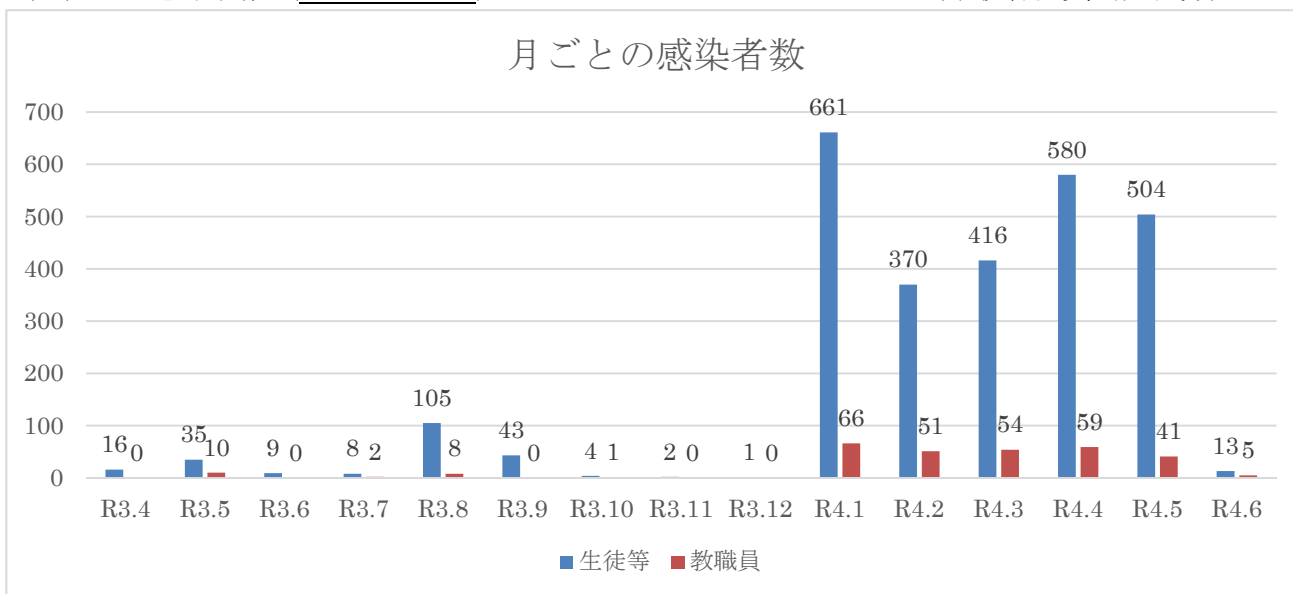
1 趣 旨

県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について報告する。

2 感染状況

(1) 月別感染者数 (6月8日時点)

(県教育委員会発表分)



※県立学校には、幼児、児童及び生徒が在籍していることから、「生徒等」と表記している。

※本校と分校・分教室でそれぞれ感染があった場合は、まとめて1校として計上している。

(2) 令和4年度の感染者数 (4月1日～6月8日)

(県教育委員会発表分)

	生徒等	教職員
人数	1,097人 (92校)	105人 (50校)

3 学校生活における児童生徒等のマスク着用について

(1) 文部科学省通知（令和4年5月24日付）

夏季を迎えるに当たり，学校生活における児童生徒等のマスク着用について，改めて留意すべき事項等について示された。

ア. 学校生活においてマスクの着用が不要な場面について

a. 基本的考え方

- ・十分な身体的距離が確保できる場合は，マスクの着用は不要
- ・気温，湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には，熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため，マスクは外すこと
- ・体育の授業においては，マスク着用は不要

b. 学校生活においてマスク着用が不要な場面

- ・屋外の運動場に限らず，プールや屋内の体育館等を含め，体育の授業の際にはマスク着用は不要
- ・運動部活動についても，体育の授業に準じつつ，近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては，各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応することが重要
- ・熱中症リスクが高い夏場においては，登校時にマスクを外すよう指導するなど，熱中症対策を優先

イ. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- ・2歳未満は，引き続き，マスク着用は奨めない
- ・2歳以上は，他者との身体的距離に関わらず，マスク着用を一律には求めない

(2) 県教育委員会の対応

(1) について，令和4年5月25日付けで各県立学校長及び各市町教育委員会宛てに通知を发出

子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、
マスク着用を一律には求めていません。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）



屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、
プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めて
いません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの
大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、
マスクを外すことを推奨します。
- ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。

